

令和3年度 第2回最上地域福祉有償運送運営協議会議事録

会議名	令和3年度最上地域福祉有償運送運営協議会（第2回）
開催日時	令和4年1月19日（水） 13:30～14:30
場 所	最上総合支庁「講堂」
参 集 者	新庄市民生委員児童委員協議会連合会笹原会長 ほかに委員19名
進 行	司会進行 地域保健福祉課 飯鉢課長補佐  構成員30名のうち20名の出席があり、過半数以上の出席者があったので、要綱に基づき本運営協議会が成立していることを報告する。
1 開会	笹原会長からあいさつ  設置要綱第8条第1項の規定により、笹原会長が座長となり協議に入る。 協議に入る前に、事務局から福祉有償運送運営協議のポイントについて説明を行った。
2 あいさつ	（1）福祉有償運送に係る更新・変更登録について
3 協議	①生活協同組合 共立社（更新）について（共立社より、資料に基づき説明） （質疑応答） （座長）ただ今の説明に質問はある方は発言いただきたい。 （委員）車両は全て会員の持ち込み車両になっている。この場合、運転者によって利用料が変わるのか。 （生活協同組合共立社）持ち込み車両を利用する場合、持ち込んだ車両の運転手の出発地点からの料金発生となるもの。運転手である会員の自宅からの距離によって変わってくる。 （座長）それでは更新登録を認める方は挙手をいただきたい。 出席者の過半数を超えているので、当協議会での協議が調ったこととする。  ②社会福祉法人新庄市社会福祉協議会の変更登録について（新庄市社会福祉協議会より資料に基づき説明） （質疑応答） （座長）ただ今の説明に質問はある方は発言いただきたい。 （委員）新たに輸送する範囲が知的障害者の方に範囲を広げるという内容になっている。この障

害や要介護の範囲は、事務局で確認しているのか。

(事務局) 各個人の障害者手帳や介護保険証の有無により福祉有償運送の対象者であるかは、各事業実施団体で確認しているもの。事務局においては、提出される資料の「旅客の名簿(参考様式第イ号)」で確認している。

(委員) 昨年度のチェック表では「運送の範囲」がイ・ロ・ハ・ニまでしかない。昨年度も知的障害に該当する者が存在したのではないか。

(事務局) 昨年度は「運送の範囲」が4区分に分けられていた。令和2年11月の法改正を受けて、今年度はイ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・トの7区分に分離された。この場合、「ハ」が知的障害に該当する者であり、今回拡大しようとしている輸送の範囲である。前回いなかった方であることに誤りはないものである。

(委員) 「身体状況等、態様ごとの会員数(参考様式第ハ号)」が添付されていないのではないか。

(国土交通省山形運輸支局) 「参考様式第ハ号」は参考として添付していただく様式。省略も可能である。運送する旅客の範囲が確認できる書類の添付があれば良い。

(委員) 最上地域福祉有償運送運営協議会としては、様式の添付を必ず求めるのか。

(事務局) 国への提出省略可能な様式は、同様に省略可としていかがか。

(座長) 事務局より省略可能とするという提案であるが、委員より御意見はあるか。

(⇒この件について、特に異議はなし。)

(座長) それでは変更登録を認める方は挙手をいただきたい。

出席者の過半数を超えているので、当協議会での協議が調ったこととする。

(2) その他

(座長) その他の事項ということで、委員から発言はあるか。

(委員) 進行上の表現であるが、福祉有償運送運営協議会は協議が調うことを目的としているものであり、運営協議会が許可や認可するものではないので、進行時の言葉の使い方に注意が必要と思う。

また、令和2年度の法改正で更新登録する際の改正点が出ている。提出書類の省略や4ナンバー車両への範囲拡大などだが、そうした改正範囲も合わせた説明があっても良いと思う。

(座長) 進行上の表現については、言葉の使い方を選んでいきたい。

(事務局) 改正内容の説明は本日は準備していないので、次回以降の開催時に説明ができるか調

整を図りたい。

(座長) 以上で協議を終了する。

その他の周知事項として、ボランティア団体委員より、活動内容の説明があった。

(事務局) 来年度は、8月頃に実施団体の活動報告を行う協議会を開催する予定である。

(以上で協議は終了)